

みえの縁むすびマッチングシステム(仮称)
構築・運用保守業務委託仕様書

令和7年2月

三重県

目次

1 本仕様書について	3
2 背景と目的.....	3
3 用語の定義.....	3
4 事業概要	3
(1) 委託業務名	3
(2) 業務内容.....	3
(3) 基本方針	4
(4) 利用イメージ	4
5 要求仕様.....	5
(1) 運用基盤要件.....	6
(2) 開発環境及びアクセス制限	8
(3) テスト実施要件.....	9
(4) システム研修等活用支援.....	9
6 運用保守	10
7 納入成果物.....	13
8 スケジュール	14
9 履行場所	14
10 機密保持.....	14
11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除.....	14
12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置	15
13 その他	15
14 連絡先.....	16

1 本仕様書について

本仕様書は、みえの縁むすびマッチングシステム(仮称)構築・運用保守業務(以下、「本委託業務」という。)の仕様について記載する。

2 背景と目的

三重県では、これまで結婚を希望する方が理想のお相手と巡り合えるよう、みえ出逢いサポートセンター(以下、「センター」という。)を中心とした相談対応や、出会いイベント等の取組を実施してきた。令和5年度には、結婚支援ボランティアである「みえの縁むすび地域サポーター」(以下、「サポーター」という。)を介した1対1の引き合わせ(マッチング)を行う「みえの縁むすびマッチング」を開始。利用者の募集時には、定員を大幅に上回る応募があるなど県民からのニーズは高いものの、現在の仕組みではボランティアの負担が大きく、ボランティアおよび利用者を増やすことが困難となっている。

また、三重県の婚姻件数は、令和5年に6,038件(確定数)で過去最低となり、未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている。県が実施したアンケートでは、結婚を希望する方が未婚である理由として、「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、出会いの総量の増加が求められている。

以上のことから、AIとビッグデータを活用したマッチングシステムを構築し、結婚を希望する方が自身でお相手を探す仕組みを提供することで、これまで以上に多数の希望者が利用可能となり、引いては多数の引き合わせが可能となるよう、出会いの機会の充実を図る。また、同時に適切な運営を行い、マッチングシステムの安定稼働や品質の向上を図る。

なお、マッチングシステム利用対象範囲は、三重県在住・在勤・移住希望者を予定している。

3 用語の定義

(1)「地域サポーター」

県が別途認定する、結婚支援ボランティアのこと。会員のうち、希望する人にお見合い当日の立ち合い、交際中のフォローなど希望する支援を実施する。

(2)「縁むすびスポット」

結婚を希望する方同士のお見合い場所として、会場・飲食等を提供する飲食店等。

4 事業概要

(1) 委託業務名

みえの縁むすびマッチングシステム(仮称)構築・運用保守委託

(2) 業務内容

ア AIとビッグデータの活用など機能の高度化が図られたマッチングシステムの設計・

構築

イ システム研修等活用支援

ウ 運用保守・運用支援

(3) 基本方針

ア 本システムはブラウザから操作可能なWebサイトとして構築し、インターネットを介して利用できること。

イ システムの利用の入口は、みえ出逢いサポートセンターWeb サイト内に設置することとし、本システムの構築に当たっては、センターの運營業務受託者と十分調整の上、行うこと。

ウ 利用する県民及びセンター職員に対して、24 時間 365 日サービスを提供できることを原則とし、アクセスが集中した場合であっても、安定して運用できる対策を講じていること。また、スマートフォンへの対応など UI/UX に優れた使いやすいシステムであること。

エ 会員の個人情報等の安全とシステムの安定運用を確保するため、情報セキュリティ対策を十分に講じること。また、クラウドサービスを用いたシステムとし、データセンターは国内にあること。

オ シンプルな構造とし、必要最低限の階層構造とすること。

カ 仕様変更以外の機能強化や修正、セキュリティ対策等のアップデートを行うこと。

キ 利用者の立場になって、アクセシビリティ、ユーザビリティの考え方に基づいて作成・管理することとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン※1」に留意し、日本産業規格 JIS X 8341-3:2016※2 の適合レベル AA に準拠※3 すること。

※1 :総務省ホームページ「みんなの公共サイト運用ガイドライン 2024 年版」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)

※2 JIS 規格の改定が行われた場合は、最新の規格に対応すること。

※3 「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2021 年 4 月版 (<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>) 」で定められた表記による。

(4) 利用イメージ

<定義>

① システムの利用者は、システム登録希望者(以下、「登録希望者」という。)、登録会員(以下、「会員」という。)、みえ出逢いサポートセンターおよび県職員(以下、「管理者」という。)、地域サポーターを想定。

<申し込み・本登録>

② 登録希望者は、メールアドレスによる仮登録を行う。

- ③ 仮登録に使用したメールアドレスに、本登録用の申請リンクが届くため、そのリンクから本登録申請(他の会員とマッチングするためのプロフィールの入力、写真、マイナンバーカードでの公的個人認証サービスによる本人確認もしくは身分証明書、独身証明書など必要書類のアップロード)を行う。
- ④ センター職員との面談の日程調整を行ったのち、対面もしくはオンラインで面談を行う。
- ⑤ 本登録申請・面談が終了した段階で、センター職員が内容を確認し、承認する。

<お相手探し>

- ⑥ AI とビッグデータの活用により相性の良いお相手をレコメンドする機能や、地域サポーターのお見合いの同席、交際フォロー等の支援を希望する場合は、システムで選択する。
- ⑦ 会員がプロフィール検索を行い、希望するお相手にお見合いを申し込む。
- ⑧ 申し込みを受けた会員は、申し込みに対する回答を行う。

<マッチング>

- ⑨ お見合いが成立した場合、会員はお見合いの日程調整を行う。
- ⑩ お見合いの際に地域サポーターの同席を希望する場合、システムで選択する。
- ⑪ お見合いまでの期間に、会員同士でメール・チャット機能等を介し連絡を取り合う。

<交際確認>

- ⑫ お見合い終了後、会員は交際意思確認を回答する。
- ⑬ センターや地域サポーターは、交際中のカップルの活動進捗を確認し、適宜フォローを行う。

<成婚・退会>

- ⑭ 成婚等の理由により、会員がシステムから退会の申請を行った場合、センター職員は退会処理を行う。

5 要求仕様

システムの機能要求の内容については、「別紙1 機能要求一覧」、および、次の(1)～(4)に示すとおりである。また、「別紙1 機能要求一覧」では、各項目を「必須」「任意」に分類した形で記載している。必須および任意にかかる詳細は次の通りである。

分類	詳細
必須	本県が求める仕様であり記載内容通り必ず実現すること
任意	本県が受託事業者に可能であれば実現を求める要件であり、受託事業者は必要に応じて提案を行うこと。

要求内容の実現は、令和7年9月末までに行うものとする。

※一部、令和7年12月末までとしているものもあるため、「別紙1 機能要求一覧」を参照のこと。

なお、これは、必要最低限の要求事項を定めたものであり、この機能を上回る機能を有する場合は、原則カスタマイズをせずに導入すること。

(1) 運用基盤要件

ア ネットワーク

利用者とシステム間の接続は、インターネットを利用すること。

イ 利用規模・拡張性

以下の利用規模を想定し、アクセス量、データ量の変化に対応できるシステム構成、ピーク時のアクセス量に対応できる機器とすること。また、将来の会員増加等に対応できるよう可用性を確保するため拡張性に優れたものとする。

a 会員数

運用開始 2 年間で登録 1,800 名程度、同時アクセス 6 割程度と想定。

※登録期間を 2 年間(更新可能とする)。

b 管理者

10 名程度

c 地域サポーター

100 名程度

ウ システム公開時間(運用時間)

24 時間 365 日 ※計画停止、定期保守を除く

エ サーバ

a 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービスであること。

b サーバ調達は、ホスティングベンダーが提供するホスティングサービスの利用可。但し、共同利用は行わないこと。また、サーバ設置場所は、ICカード等による入退室管理、停電時の補助電源設備、空調設備、火災・地震・水害等の災害対策、耐震構造を備え、24 時間 365 日監視体制のセキュリティが十分確保された日本国内データセンターとすること。入退室記録の管理を行うこと。

c 国内法を適用するため、国内にサーバが設置されていること。

d ウェブサーバ、データベースサーバは、OS レベルで独立したものとすること。

e サーバを物理的に独立させるほか、同一筐体内に複数の仮想サーバを持つ構成も可とする。

f ハードウェア故障の発生時等に停止することなく運用又はシステムの停止時間を可能な限り少なくするため、サーバ設備やネットワークの冗長化について必要な箇所に対策を行うこと。

g 個人情報を含む情報資産を取り扱うサーバ等を設置した区域に機器を搬入する場合は、この区域(施設・設備)とは隔離された区画に納品場所・一時保管場所を指定する。又は、受託者が同行することにより監視・監督を行うこと。

h 時刻同期に対応すること。

オ ドメイン要件

可能であれば、委託者が取得する三重県ドメインのサブドメインを使用すること。不可の場合は、サービス利用終了後、ドメインが悪用されない対策を講じることができるものとする。

カ セキュリティ

項目	要件
サーバ環境	<ul style="list-style-type: none">・セキュリティホールやバグを発生させないサーバの環境設定を行うこと。また、セキュリティパッチ適用等、脆弱性修正措置が必要になった場合、同一サーバ上の他システムの影響を受けることなく速やかに対応できること。・IPA 掲載の「安全なウェブサイトの作り方」に準拠すること (https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/)
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none">・適切なウイルス対策を行うこと。必要に応じたウイルスチェックができること。ウイルス対策ソフトを導入する場合、常に最新のパターンファイルを適用する。・端末及びサーバの定期的なウイルスチェックを実施すること。・メール受信を行う場合、メールサーバでのウイルス対策(ゲートウェイソフトウェアの導入)を実施すること。
不正アクセス・改ざん対策	<ul style="list-style-type: none">・ファイアウォールを設置し、運用に必要な通信ポート及び IP アドレスを制限し、不正アクセスから保護すること。改ざん対策を行うこと。・WAF(Web Application Firewall)や IPS/IDS を導入し、脆弱性を突いた攻撃へ対する対策を行うこと。
暗号化通信	利用者の端末とサーバ間は、SSL(Secure Socket Layer)/TLS(Transport Layer Security)による暗号化通信を行うこと。
利用者認証	二段階認証等安全性の高い認証手段を用いること。
ログ	アクセスログを1年以上保存すること。必要に応じ、調査・分析を行うことができるように各利用者のログ記録(アクセス、操作、エラー)を取得できること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・本業務に基づくシステム構築が影響する範囲について、第三者による脆弱性診断や脆弱性診断ツール等を用いて脆弱性診断を行い、結果を書面にて報告すること。脆弱性が発見された場合は速やかに対策を行うこと。・パスワード不正利用防止のため、パスワードをデータベースに保存

	<p>する場合は暗号化を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護及び情報漏洩対策を行うこと。 ・OS やソフトウェアのバージョンアップ、セキュリティパッチ適用等について、システム運用に支障がないようにすること
--	--

キ ライフサイクル

本システムのソフトウェア開発費用、ソフトウェア購入費用等のインシャルコストと、本システムの稼働から更改の時期を考慮し、また、メーカーサポート対象製品、バージョン等を用いるなど、必要なソフトウェア保守料、各種ランニングコスト、必要な費用を総合的に考慮し、ライフサイクルコストが極力安くなるシステム構成とすること。

(2) 開発環境及びアクセス制限

- ア 作業場所の確保は受託者負担とする。操作研修等で委託者の施設を利用する場合は、委託者と協議・調整すること。また、委託者の施設を利用する場合、受託者は、本業務に無関係のファイルへアクセスしないこと。
- イ 本業務に必要な機材等は受託者負担とする。
- ウ サーバ管理に使用する受託者の端末は、IP アドレス又は MAC アドレスによる認証を行い、端末の利用者については多要素認証、ID・パスワードによる管理を行うこと。また、サーバ管理に使用する ID は必要最小限とし、ID に対する権限は明確かつ必要最小限にすること。なお、ログイン ID は本業務に携わる従事者人数分とし、共用はしないものとする。
- エ パスワードは、英数字記号 16 文字以上とし、一定回数以上、ログイン試行があった場合は、アカウントロック機能を備えること。
- オ 端末には、パスワードを記憶させないこと(オートコンプリート機能は使用しないこと)。
- カ 作業場所の施錠や機器の固定等の盗難防止や破損等を防止するための対策を講じること。
- キ 本業務に関して行った作業について記録すること。
- ク 再委託の承認を受けた場合を除き、受託者以外にサーバへのアクセスを行わせてはならない。
- ケ 通信伝送路への容易な接続及び損傷等を防止するため、必要な保護措置を講じること。
- コ ネットワーク接続口(HUB のポート等)他者が容易に接続できないよう適性に管理すること(サーバ室での HUB のラック収納、執務室での施錠可能なキャビネット等収納など関係者以外手が触れることができない場所への設置)。
- サ ネットワーク接続における対策として、外部ネットワークとの接続又は他のネットワーク相互の接続時に、ルーティング制御、パケットフィルタリング制御等を行うこと。ま

- た、必要に応じ、不正侵入検知・防止システム(IDS・IPS)を導入すること。
- シ 端末からサーバへの接続に無線 LAN は使用しないこと。
- ス 開発環境は、本番環境と分離すること。
- セ 開発環境で開発用機能等を作成する場合は、不正アクセス防止のため本番環境では除去すること。

(3) テスト実施要件

以下のテストを実施し、テスト結果を報告すること。

項目	要件
テスト計画	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト実施前にテスト方針、環境、条件、手順等について計画書を作成の上、委託者に説明し、委託者の承認を得て実施すること。 ・仕様書を満たす機能及び受託者の提案により導入する機能について正常作動を確認できる内容とすること。
テスト環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・単体テスト、結合テスト、総合テスト、本番運用リハーサルを行うこと。 ・テスト環境は受託者が準備すること。本番運用リハーサルは、本番環境と同等の環境で実施すること。 ・個人情報が含まれる情報をテストデータとして使用する場合は、県の許可を得ること。また、使用後は直ちに開発環境から削除すること。

(4) システム研修等活用支援

ア 操作等研修

受託者は、システム運用開始前までにシステムを運用管理及び利用するための操作研修を以下のとおり実施すること。

なお、研修の日程や具体的な実施方法を提案することとし、提案内容をもとに県と協議のうえ決定すること。

- a 対象者 管理者及び地域サポーター 等
- b 場 所 三重県内の委託者が指定する場所
- c その他 研修に必要な機材や配布資料の準備は受託者が行うこと。

イ 会員向けFAQ作成

システム利用に係る会員向け FAQ(よくある質問・回答)を作成すること。

6 運用保守

(1) 以下の要件を満たすことができるように構築し、運用保守を行うこと。

項目	要件
セキュリティ対策	<p>以下を踏まえ、情報セキュリティ対策一覧を作成し、適切に管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミドルウェアおよびソフトウェア等について、管理表等を用いて適切にライセンス管理を行い、不正使用を防止すること。サポート期限切れのソフトウェアは使用せず、適切に更新すること。・システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を把握しシステムへの影響を調査・評価すること。・ソフトウェアのなどのセキュリティパッチが提供された場合は、速やかに内容の確認及びシステムへの影響等の検証を行い、影響がない場合は適用すること。・セキュリティホール対策(セキュリティパッチの適用等)を行うこと。・第三者による脆弱性診断や脆弱性診断ツール等を用いて定期的に脆弱性診断を行い、その結果を書面にて報告すること。脆弱性が発見された場合は速やかに対策を行うこと。・Web アプリケーション診断及びネットワーク診断を少なくとも年1回以上実施すること。・OS やソフトウェアのバージョンアップが必要な場合は、別環境で事前に技術検証を行い、動作に不具合がないことを確認してから適用すること。・セキュリティインシデント(障害、故障、不正アクセス、改ざん、コンピュータウイルス感染等)が発生した場合は、連絡体制表に基づき速やかに委託者へ報告し、速やかに復旧すること。・短時間で被害が拡大するセキュリティインシデントが発生した場合は、緊急時対応を速やかに行うこと。・インターネットに公開するサーバを保護するファイアウォールについて、通信ポートおよび IP アドレスの設定を適切に管理し、不正アクセスから保護すること。・DoS 攻撃や DDoS 攻撃への対策を行うこと。・情報資産を記録した記憶装置若しくは電磁的記憶媒体を廃棄し、又は他の目的に転用する場合には、元の情報資産が復元できないように専用ソフトウェアによる消去や物理破壊による消去を行い、データ消去証明書を提出すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報資産が記録された電磁的記憶媒体は関係者のみが重要な情報資産であることを認識できるよう、適切な措置を講じなければならぬ。
ソフトウェア等 保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの障害・バグ等の不具合発生時やプログラム修正が必要と判断される場合、適切なプログラム修正を行うこと。
バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・システムファイル、プログラムファイル、データファイル、アクセス状況等記録ファイル、各システム固有のバックアップについては、各種ログ及びデータの1日1回全データのバックアップを行い、2世代まで管理すること。 ・バックアップを外部記憶媒体に保存する場合は、施錠可能なラックに保管するなど盗難防止措置を講ずること。 ・バックアップデータからの復旧(リストア)手順の作成及び復旧訓練を計画的に実施すること。
監視保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク、サーバ、ソフトウェア、リソース等サーバやネットワーク機器の稼働監視、負荷状況の監視、アクセス監視、ログ監視を行うこと。異常やその予兆が認められる場合は、必要な対応を行うこと。 ・不適切なアクセス監視のため、一定量以上の個人情報ダウンロード等された場合には管理者に警告通知を行うなど不正な通信の監視を行うこと。
クラウドサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・外部クラウドサービスを利用する場合、取り扱う情報資産がサービス事業者により、目的外利用されないこと。 ・サービスの提供に用いるサーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物(以下データセンターという)は、地震・水害・火災への対策が行われていること。 ・データセンターは、日本の法令が適応されること。また、管轄裁判所に関しては、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とできること。 ・ISMAPに登録されたクラウドサービスであること。 ・本業務を実施するうえで必要となるリソースの容量・能力が確保されていること。 ・サービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の死活監視・障害監視を行っていること。 ・サービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的脆弱性に関

	<p>する情報を収集し、適宜対策を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の盗聴・改ざん等から保護するため通信の暗号化を行うこと。 ・不要なサービスを停止すること。利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて自動的に遮断すること。 ・アクセス記録が保存されていること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失敗の記録も行うこと。 ・サービスに保存されるデータは暗号化されていること。 ・データの消失対策として、定期的にバックアップがとられていること。また、復旧について、手順化されていること。 ・ID・パスワードによる認証以外に、ワンタイムパスワードや生体認証等によるアカウント認証の強化、または利用できる IP アドレスを制限する等のアクセス制限等が実施されていること。 ・保存されるデータについてサービス利用終了時に適切に消去されること。 <p>※暗号化したデータの暗号鍵を無効化することでもデータ消去措置とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス仕様の変更やサービス終了等について、対応策が検討する機能を確保するため、サービス事業者から事前に通知がされること。 ・サービスの稼働率や、サポート・問い合わせ窓口等に関する記載があること。 ・サービス利用者へ公開された情報セキュリティに関する統一的な窓口が設置されており、情報セキュリティインシデントが発生した際、利用者への報告、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。 ・サービス提供事業者の免責事項に関する記載があり、その記載内容は利用上問題ないこと。
運用支援	本システムの操作等に関する運用支援・ヘルプデスクを行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記作業により、設計又はプログラム等に変更が生じた場合は、設計書、その他資料の該当箇所を修正するなど適切な管理を行うこと。また、資料を修正する場合は、変更履歴を記録すること。プログラムを修正する場合は、「5(1)カ セキュリティ要件」を遵守すること。 ・上記作業の実施状況について定期的な報告を行うこと。(月に1回程度を想定) ・情報セキュリティ対応について委託者から指示があった場合、受託者にて情報セキュ

<p>リティ監査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスの場合は ISMS 認証(ISO27001)、クラウドセキュリティ認証(ISO27017/27018)、SOC (Service Organization Control) 報告書などを確認すること。 ・個人情報を取り扱うパソコン等はのぞき見防止フィルターを設置するなどの措置をすること。 ・情報処理業務において受託者及び委託者双方の責任は契約時に責任範囲を定めるものとする。
--

(2) サービスレベル

項目	要件
運用時間	24 時間 365 日 ※計画停止、定期保守を除く
対応時間	9 時から 21 時までの間で 7 時間以上 (週 2 日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く) 対応時間外でも障害受付が可能な体制を整えること。
計画停止	計画停止は 30 日以上前に管理者に報告すること。
稼働率	99%以上/月
目標復旧地点(RPO)	直近バックアップ時点(24 時間以内)
目標復旧時間(RTO)	24 時間以内
画面レスポンス	平常時 3 秒以内、ピーク時 6 秒以内 ※端末側の通信環境の影響は除く
機密性	個人情報等の非公開情報の漏洩事故:0 件
完全性	システム改ざん:0 件
問い合わせ対応	管理者からの問い合わせ対応:受付率 80%、即答率 50% 調査後回答目標時間:24 時間以内
委託者への報告	月 1 回

7 納入成果物

以下に示す納入成果物を、紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部を提出すること。なお、内容に変更が生じた場合は、改訂を行い、遅滞なく、改訂後の納入成果物を提出すること。

名称	納期
計画書	・本契約の締結日から 2 週間以内
業務に関する書類(進行管理表、打合せ資料、議事録、その他委託者が指示する資料)	・随時
テスト計画書	・テスト開始日の 2 週間前
テスト結果	・テスト実施後

管理者用マニュアル	・テスト開始日の2週間前
地域サポーター用マニュアル	・テスト開始日の2週間前
会員用マニュアル	・テスト開始日の2週間前
運用保守計画書	・テスト開始日の2週間前
研修用資料	・研修開始日の2週間前
システム設計書(システム構成、機能、設計等を取りまとめたもの)	・構築完了時
サーバ等環境説明書(ネットワークやセキュリティ、運用管理等についてまとめたもの)	・構築完了時

8 スケジュール

期間名	詳細
契約履行期間	・本契約の締結日から令和8年3月31日までとする。
構築期間	・本契約の締結日から令和7年9月までとする。 ・システムが利用できるように設定情報の登録等を完了すること。
テスト期間	・令和7年10・11月とする。 ・管理者や地域サポーターに対する研修を行うこと。
運用期間	・令和8年1月から令和8年3月31日までとする。

※運用保守業務は、テスト期間も含めた6か月間を想定している。

9 履行場所

本業務の履行場所は、三重県津市広明町13番地 三重県庁本庁舎とする。

10 機密保持

本委託業務は、三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、本県に報告を行い、本県の指示のもと速やかに対応すること。

業務遂行上知り得た個人情報、三重県及び接続団体に関するすべての機密事項について、本委託業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わずに第三者に漏えいしないこと。

それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、契約書別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措

置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 監督及び検査は、契約条項の定めるところによる。
- ・ 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期は、契約条項の定めるところによる。なお、運用保守費用(6か月分)は、構築費用の10%未満を想定している。
- ・ 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番

号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者 若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・本委託業務において、契約書、仕様書の他、受託事業者から提案された内容について、受託事業者が責任を持って実現すること。
- ・本委託業務について、契約書、及び、仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- ・受託事業者は、運用開始までの作業スケジュールを本県と協議の上、決定すること。
- ・本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項が発生した場合、及び、疑義が発生した場合は、本県と協議の上、定めるものとする。

14 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 担当：北出、大浦

Tel:059-224-2404 FAX:059-224-2270

E-mail shoshika@pref.mie.lg.jp